

平成28年 第8回沼田町議会臨時会 会議録

平成28年11月28日(月)

午後 2時38分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鵜 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 金 平 嘉 則 君 教育長 吉 田 憲 司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
(政策推進室長	栗 中 一 弘 君)	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君	会計管理者	篠 原 毅 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 林 亮 太 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第 8 4 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 5 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 6 号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例について
議案第 8 7 号	平成 2 8 年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成28年第8回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、津川議員、3番、大沼議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議案第84号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第84号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年11月28日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を申し上げます。平成28年国家公務員の給与に關しましては、民間格差是正をすることと致しました人事院勧告において、勧告に沿った給与改定等を実施することとした給与改定法が11月16日、参議院本会議にて可決され、成立してございます。沼田町におきましても、人事院勧告に準拠致しまして、また他町の動向を踏まえ、職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の概要につきましては、別紙でお配りしました資料でご説明致したいと思っております。

(1) の給与表の改正でございますが、改定率平均が0.2パーセント引き上げで、各級の改定金額幅につきましては、記載のとおりでございます。初任給を高校・短大・大学卒共に1,500円引き上げ、若年層に配慮した改定となっております。高齢層につきましては、官民格差を考慮し、それぞれ400円の引上げとなっております。

(2) 期末勤勉手当の改正。一般行政職でございますが、年間支給月数4.2ヶ月を、0.1ヶ月引き上げ、4.3ヶ月とする改定であります。平成28年度分の改正につきましては、12月期の勤勉手当において0.1ヶ月分を引き上げることとし、29年以降は6月・12月に支給する手当でそれぞれ0.05パーセントを引き上げることと致しております。実施時期につきましては、給与・期末勤勉手当共に、平成28年4月まで遡りまして、11月までに既に支給致しました給与・超過勤務手当につきましては、12月給与支給に併せて実施し、期末勤勉手当につきましては、12月手当支給日に併せて実施致したいと考えてございます。

裏面(3)の扶養手当の改定でございます。現在、配偶者に変ります手当につきましては、月1万3千円でございますが、他の扶養親族に係る手当と同額まで、段階的に減額することとし、平成29年4月より月額1万円に、平成30年4月より6,500円に減額することと致しております。また、この減額により生じます減収入を用いた中で、子供に係ります手当、現在月額6,500円を平成29年4月より8千円、平成30年4月より1万円に段階的に増額することとし、また配偶者のいない場合の子供等の1名について支給されております扶養手当月額1万1千円は、平成30年4月に向け、段階的に廃止する改正でございます。なお、本改正に伴います本年度予算に係ります補正につきましては、12月定例会にて提案させていただきますこと、ご理解を賜りたいと存じます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第84号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しま

した。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、議案第85号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第85号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年11月28日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じて支給月数を改定実施していることから、この度の改正に併せた中で、職員と同様に年間支給月数を4.2ヶ月を0.1ヶ月分引き上げ、4.3ヶ月とする改正でございます。改正概要特別職に記載してございますが、平成28年分の改正につきましては、12月期の手当において0.1ヶ月分を引き上げることとし、29年度以降は6月・12月に支給する期末手当をそれぞれ0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を4.3ヶ月分に改正する条例改正でございます。なお、本改正に伴います補正予算につきましても、職員同様12月の定例会にて提案させていただくことで、ご理解の方賜りたいと存じます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第85号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第86号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第86号。沼田町議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年11月28日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、期末手当について職員及び特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げ、支給月数を4.3ヶ月分とするものでございます。改正概要、議会議員のとおりでございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）沼田町は養護老人ホームと特別養護老人ホームなどがある為にですね、臨時職員の数が非常に多い訳です。ちょっと私のところに資料がないので、町の方からですね、正職員と臨時職員の人数をちょっと教えてほしいと思うんです。臨時職員は本当に非常にね、安い賃金でまあ実際にはとんでもない差別の状況におかれています。それで、まず数をちょっと教えてほしいと思います。ちょっと突然でわからないしょ。

○議長（渡邊敏昭議長）内容的に議会の議員のところの質問にはならないという風に思うんですが。

○10番（橋場守議員）まああの確かに議員の費用のこの、ここには100分のたった10ですけどもね、やっぱり私たちは町民の為にいい町政を作るっていう立場で立候補した訳ですから、今の様な、百何十人いるんですよ臨時職員、たしか。そのぐらいの数がいるんですよ。正規職員よりちょっとぐらいいかぐらいい数がいるんですよ。その人達が本当に毎日ね、大変な状況で働きながら低賃金で我慢していると。そういう立場から言うと、私は今回の議員の報酬の引き上げに対しては、反対をしたいと思います。ちょっと質問でなくなっちゃったけどね。

○議長（渡邊敏昭議長）あの質問という事で。はい、わかりました。質疑は他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑はなしという事で、質疑を終結致したいと思います。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）さっき質問でなくなってしまったんですけど、さっきの言ったとおりですね、反対を致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第86号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊敏昭議長）挙手多数でございますので、よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第87号。平成28年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第87号。平成28年度沼田町一般会計補正予算について。平成28年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年11月28日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町一般会計補正予算、第7号、1頁をお開き願いたいと思います。平成28年度沼田町一般会計補正予算第7号。平成28年度沼田町の一般会計の補正予算第7号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,634万2千円と定める。2項省略致します。平成28年11月28日提出、町長名でございます。今回の提案致します補正予算につきましては、議案86号で議決いただきました、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に伴います、予算補正を提案するものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁中段、歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等19万5千円増額補正であります。議員の期末手当の支給月0.1ヶ月分引き上げに伴います増額でございます。上段をご覧願いたいと思います。歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税、19万5千円の増額補正でございますが、今程歳出で申し上げました歳出の財源と致しまして、地方交付税を増額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、申し上げまして提案理由とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）この補正予算の中には期末手当議員の分も含まれておりますので、反対を致します。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第87号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊敏昭議長）挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （閉 会 宣 言）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成28年第8回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

14時53分 閉会